

若手研究者ワークショップ実施要項

〔平成26年6月30日〕
理事長 裁定

改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第6条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する若手研究者ワークショップ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、振興会と外国の学術振興機関とが合意した協定等に基づき、人文学、社会科学を含む全領域において両者の研究協力を促進し、若手研究者の育成や研究者の自由な発想に基づく学術研究の支援を目的とする。

(交流形態)

第3条 本事業の交流形態はワークショップとする。

(経費の負担)

第4条 振興会は、外国の学術振興機関と分担してワークショップ開催に必要な経費を負担することができる。

(申請手続)

第5条 本事業の実施を希望する大学等の研究者は、別に定める書類を振興会理事長に申請するものとする。

(実施方法)

第6条 振興会は、ワークショップの実施に必要な業務の一部を、実施機関に委託することができる。
2 業務委託に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワークショップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。